

流域懇談会等の規約改正の概要について

◆背景

県の組織体制適正化の一環として、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催のコスト抑制といった観点から、委員会等を見直したことによる

◆主な変更事項

◇名称の変更

南白亀川流域委員会



南白亀川流域懇談会

◇目的の変更

①河川整備計画を策定又は変更する場合の意見聴取の場

②事業評価



②の事業評価を削除

(※千葉県県土整備公共事業評価審議会にて実施)

◆規約改正日

平成26年4月1日

南白亀川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、南白亀川流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が依頼する。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者（河川）がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職を代行する。

7 委員の任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任は妨げない。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長が招集する。

(幹事会)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(作業部会)

第6条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。

2 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流域市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第8条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県知事が定める。

第10条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附則)

平成13年2月6日施行

平成13年7月30日改正

平成17年3月4日改正

平成18年1月26日改正

平成22年2月10日改正

平成24年4月1日改正

平成25年1月1日改正

平成26年4月1日改正

別表1 南白亀川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	4名以内
河 川 利 用 者	1名
関 係 住 民	5名以内
関係市町村長	5名以内
合 計	15名以内

別表2 南白亀川流域懇談会 幹事会

幹事	千葉県県土整備部河川整備課	副 課 長
	千葉県県土整備部河川環境課	副 課 長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県長生土木事務所	関係課長
	千葉県山武土木事務所	次 長
	千葉県山武土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	茂原市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	長生村	関係課長
	白子町	関係課長

南白亀川流域懇談会規約 新旧対照表

新	旧
南白亀川流域<u>懇談会</u>規約 (名称) 第1条 本会は、南白亀川流域<u>懇談会</u>（以下「<u>懇談会</u>」という。）と称する。 (目的) 第2条 <u>懇談会</u>は、河川管理者である千葉県知事が、<u>河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に</u>、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。 <u>なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関の性質を有しない。</u> (<u>懇談会</u>及び<u>座長</u>の職務) 第3条 <u>懇談会</u>は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。 2 <u>懇談会</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。 3 委員は、千葉県知事が<u>依頼</u>する。 4 <u>懇談会</u>には<u>座長</u>を置き、河川管理者が指名する学識経験者（河川）がその職務を行う。 5 <u>座長</u>は、<u>懇談会</u>を代表し、会務を総括する。 6 <u>座長</u>に事故があるときは、あらかじめ<u>座長</u>が指名する委員がその職を代行する。 7 委員の任期は<u>原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし</u>、再任は妨げない。 8 (削除)	南白亀川流域<u>委員会</u>規約 (名称) 第1条 本会は、南白亀川流域<u>委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）と称する。 (目的) 第2条 <u>委員会</u>は、河川管理者である千葉県知事が、<u>河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行うときに</u>、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。 <u>河川管理者は、委員会での意見を尊重するものとする。</u> (<u>委員会</u>及び<u>委員長</u>の職務) 第3条 <u>委員会</u>は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。 2 <u>委員会</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。 3 委員は、千葉県知事が<u>委嘱</u>する。 4 <u>委員会</u>には<u>委員長</u>を置き、河川管理者が指名する学識経験者（河川）がその職務を行う。 5 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>を代表し、会務を総括する。 6 <u>委員長</u>に事故があるときは、あらかじめ<u>委員長</u>が指名する委員がその職を代行する。 7 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。 <u>なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</u> 8 <u>委員長は、委員会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。</u>

(懇談会の招集) 第4条 <u>懇談会</u>は、<u>千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長</u>が招集する。 (幹事会) 第5条 <u>懇談会</u>の円滑な運営を図るため幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。 3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。 (作業部会) 第6条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。 2 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流域市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。 (事務局) 第7条 <u>懇談会</u>の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。 (懇談会の公開) 第8条 <u>懇談会</u>の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。 (その他) 第9条 この規定に定めるもののほか、<u>懇談会</u>の運営に関し必要な事項は<u>千葉県知事</u>が定める。 第10条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附則) 平成13年2月6日施行 平成13年7月30日改正 平成17年3月4日改正 平成18年1月26日改正	(委員会の招集) 第4条 委員会は、<u>委員長又は千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長</u>が招集する。 (幹事会) 第5条 <u>委員会</u>の円滑な運営を図るため幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。 3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。 (作業部会) 第6条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。 2 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流域市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。 (事務局) 第7条 <u>委員会</u>の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。 (委員会の公開) 第8条 <u>委員会</u>の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。 (その他) 第9条 この規定に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は<u>委員会</u>で定める。 第10条 この規約が効力を有するのは、平成<u>29</u>年3月31日までとする。 (附則) 平成13年2月6日施行 平成13年7月30日改正 平成17年3月4日改正 平成18年1月26日改正
--	---

平成22年2月10日改正

平成24年4月1日改正

平成25年1月1日改正

平成26年4月1日改正

別表1 南白亀川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	4名以内
河 川 利 用 者	1名
関 係 住 民	5名以内
関係市町村長	5名以内
合 計	15名以内

別表2 南白亀川流域懇談会 幹事会

幹事	千葉県県土整備部河川整備課	副課長
	千葉県県土整備部河川環境課	副課長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県長生土木事務所	関係課長
	千葉県山武土木事務所	次 長
	千葉県山武土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	茂原市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	長生村	関係課長
	白子町	関係課長

平成22年2月10日改正

平成24年4月1日改正

平成25年1月1日改正

別表1 南白亀川流域委員会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	4名以内
河 川 利 用 者	1名
関 係 住 民	5名以内
関係市町村長	5名以内
合 計	15名以内

別表2 南白亀川流域委員会 幹事会

幹事	千葉県県土整備部河川整備課	関係室長
	千葉県県土整備部河川環境課	関係室長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県長生土木事務所	関係課長
	千葉県山武土木事務所	次 長
	千葉県山武土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	茂原市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	長生村	関係課長
	白子町	関係課長